東京都認知症対策推進会議 若年性認知症支援部会(第6回) 次 第

東京都庁 第一本庁舎33階 特別会議室N3 平成21年10月8日 (木) 午後5時00分から

- 1. 開 会
- 2. 議題
- (1) 若年性認知症に関する調査の結果について(報告)
- (2) 若年性認知症の人と家族に必要な支援策について
- 3. 閉 会

〔配付資料〕

東京都認知症対策推進会議 若年性認知症支援部会委員名簿

(資料1) 第6回東京都認知症対策推進会議の議論のまとめ

(資料2) 若年性認知症に関する区市町村相談窓口調査報告書

(資料3) 若年性認知症に関する介護保険事業所調査報告書

(参考資料1) 医療と福祉の連携に係る東京都の現行の施策

「東京都認知症対策推進会議(若年性認知症支援部会)」委員名簿

◎部会長

区分	氏名	所属・役職名		
学	小野寺 敦志	国際医療福祉大学大学院准教授		
子識経験者	◎斎藤 正彦	医療法人社団翠会 和光病院院長		
13	田谷 勝夫	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 障害者職業総合センター主任研究員		
(医療 者関 浅川 雅晴 社団法人東京都医師会産業保健委員会委員 (医療法人社団浅川クリニック院長)				
介護事	末延 法子	特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会理事 (株式会社コスモスライフ シーエルポート世田谷管理者)		
業者	林田 俊弘	東京都地域密着型サービス事業者連絡協議会副代表 (特定非営利活動法人ミニケアホームきみさんち理事長)		
代家表族	干場 功	若年認知症家族会・彩星の会代表		
行政関	鈴木 一郎	墨田区福祉保健部障害者福祉課長		
係者	高橋 一成	国立市健康福祉部高齢者支援課長		

各区分において50音順

「東京都認知症対策推進会議(若年性認知症支援部会)」幹事名簿

氏名	所属
中村 雄	福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課長
松山 祐一	福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課長

第6回東京都認知症対策推進会議の議論のまとめ

1 開催日時

平成21年7月30日(木)15:00~17:00

2 報告内容

若年性認知症支援部会におけるこれまでの検討状況について報告

3 推進会議委員からの主な意見

○ 現状の介護保険制度では、デイサービスの利用者が、各人の能力に 応じて可能な範囲で「仕事」を行い、それに対する対価を得る、とい う仕組みは構築されていない。

デイサービスにおいてこのような取組みを可能とすれば、社会的コストは変えないまま、利用者が多少なりとも収入を得ることができる。 このような仕組みの導入に関する議論があってもよいのでは。

○ いわゆる障害者の「就労支援」という考え方に馴染み、長期の就労 継続の可能性があるのは、認知症の中でもごく一部の極めて経過の緩 やかな人であろう。

もし、こうした人を対象とした就労支援の仕組みを検討するのであれば、高次脳機能障害の就労支援と関連づけて議論することも一つの 方策であると考えられる。

○ 「就労支援」に該当するか否かに関わらず、若年性認知症の人は、 家族のために働きたいという意欲が高い。部会ではこのことも踏まえ て検討を進めてほしい。

若年性認知症に関する 区市町村相談窓口調査 報告書

東京都福祉保健局

平成21年10月

若年性認知症に関する区市町村相談窓口調査報告書

目 次

I	i	調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
H	i	調査結果
	1	相談窓口の属性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	2	若年性認知症に関する相談状況・・・・・・・・・・・・・・・3 (1)若年性認知症(疑いも含む。)についての相談の有無・・・・・・・3 (2)若年性認知症の相談・受診の可能な近隣医療機関の紹介の可否・・・4 (3)若年性認知症の人が利用可能な支援制度の説明の程度・・・・・・5
III	;	資料編
	1	調査協力依頼文・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
	2	調査票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
	3	単純集計表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
	4	クロス集計表・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

Ⅰ 調査の概要

1 調査目的

本調査は、若年性認知症の本人・家族が相談に訪れることが予想される区市町村窓口・事業所を対象に、相談の実施状況等を調査することにより、都における若年性認知症への支援に向けた施策の検討の基礎資料とするものです。

2 調査対象

若年性認知症の本人・家族の相談窓口として考えられる、以下の都内の部署・事業所 671 か所(平成21年6月1日現在)のうち、無作為抽出した 303 か所

- ア 区市町村高齢福祉主管(認知症支援担当)課
- イ 介護保険法に基づく地域包括支援センター
- ウ 区市町村障害福祉主管課
- エ 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者

3 調査方法

自記入式による郵送による。

4 調査期間

平成 21 年7月から同年8月まで

5 回収状況

回収数 273か所

回収率 90.1%

6 報告書の見方(凡例)

- (1)集計結果(%)は、小数点第2位を四捨五入し、第1位までの表記としました。このため、合計が100%に満たない、あるいは100%を超える場合があります。
- (2)総数の表示には「n」を使用しています。
- (3) 該当数字なしは「-」と表記しています。
- (4)1か所の相談窓口が上記調査対象の複数の相談窓口機能を兼ねている場合、当該相談窓口の回答を、 それぞれの相談窓口の回答としてカウントしています。

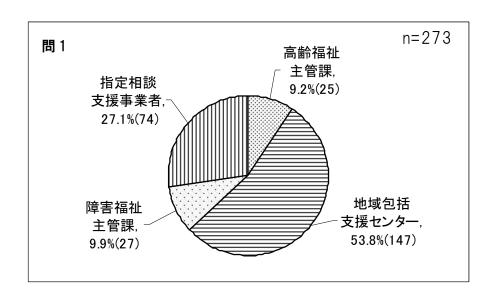
1 相談窓口の属性

Ⅱ 調査結果

1 相談窓口の属性

問1 次のうち当てはまる番号1つに〇をつけてください。

回答のあった相談窓口は、「地域包括支援センター」が53.8%(147か所)と最も多く、次いで「指定相談支援事業者」が27.1%(74か所)、「障害福祉主管課」が9.9%(27か所)、「高齢福祉主管課」が9.2%(25か所)となっています。

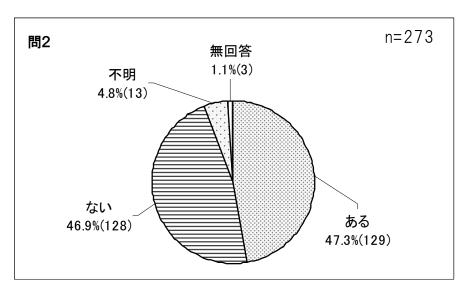


2 若年性認知症に関する相談状況

(1) 若年性認知症(疑いも含む。)についての相談の有無

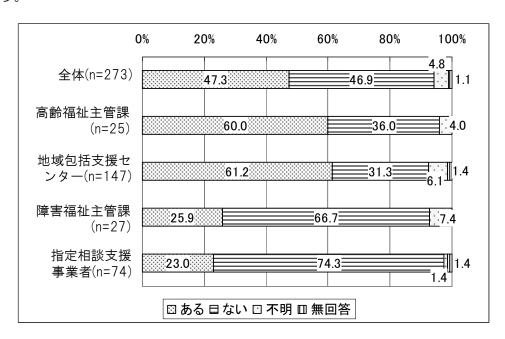
問2 これまでに、若年性認知症(疑いも含む。)についての相談を受けたことはありますか。次のうち当てはまる番号1つにOをつけてください。

若年性認知症(疑いも含む。)についての相談の有無を尋ねたところ、「ある」が 47.3%(129 か所)、「ない」が 46.9%(128 か所) でした。



窓口種別でみると、高齢福祉主管課及び地域包括支援センターでは、「ある」が最も多く、それぞれ60.0%、61.2%となっています。

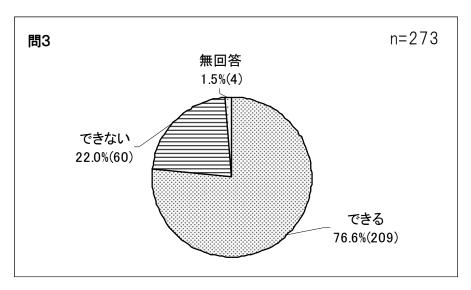
一方、障害福祉主管課及び指定相談支援事業者では、「ない」がそれぞれ 66.7%、74.3%で最も多くなっています。



(2) 若年性認知症の相談・受診の可能な近隣医療機関の紹介の可否

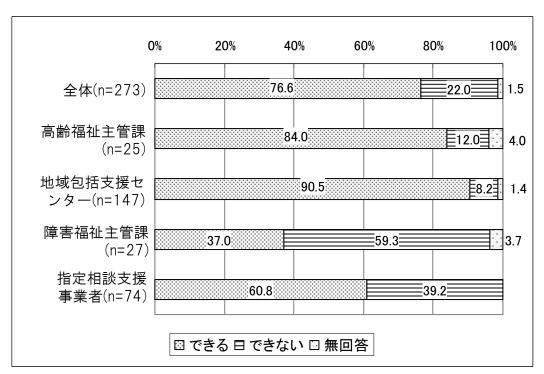
問3 若年性認知症(疑いも含む。)について相談があった場合に、相談・受診の可能な近隣の医療機関を紹介することができますか。次のうち当てはまるもの1つに〇をつけてください。

若年性認知症について相談があった場合の、相談・受診の可能な近隣医療機関の紹介の可否について尋ねたところ、「できる」が 76.6%(209 か所)、「できない」が 22.0%(60 か所) と回答しています。



窓口種別でみると、高齢福祉主管課、地域包括支援センター及び指定相談支援事業者では「できる」が最も多くなっており、それぞれ84.0%、90.5%、60.8%となっています。

一方、障害福祉主管課では「尋ねられたら説明できる又はしている」が最も多く、59.3%となっています。

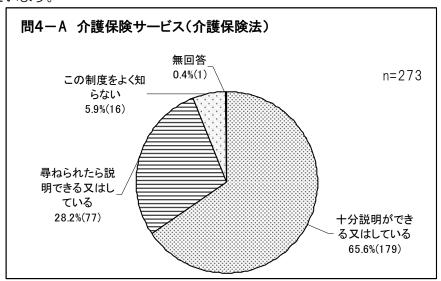


(3) 若年性認知症の人が利用可能な支援制度の説明の程度

問4 若年性認知症(疑いも含む。)について相談があった場合の、次の A~K の制度についての 貴所における説明の程度のうち、もっとも近いと思う番号をそれぞれ1つ選んでください。 なお、これまで相談がない場合は、仮に相談があった場合の対応として最も近いとおもうも のを選んでください。

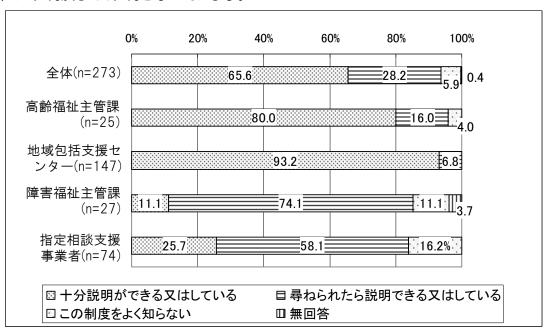
A 介護保険サービス(介護保険法)

介護保険サービスでは、「十分説明ができる又はしている」が 65.6% (179 か所)、次いで「尋ねられたら説明できる又はしている」が 28.2% (77 か所)、「この制度をよく知らない」が 5.9% (16 か所) となっています。



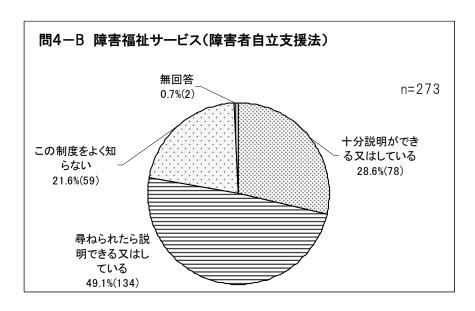
窓口種別でみると、高齢福祉主管課及び地域包括支援センターでは「十分説明ができる又はしている」が最も多く、それぞれ80.0%、93.2%となっています。

一方、障害福祉主管課及び指定相談支援事業者では「尋ねられたら説明できる又はしている」が最も多く、74.1%及び58.1%となっています。



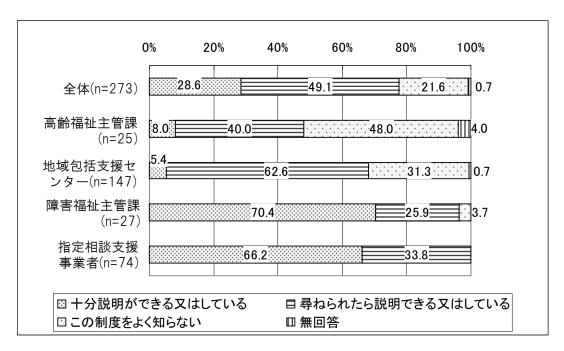
B 障害福祉サービス(障害者自立支援法)

障害福祉サービスでは、「尋ねられたら説明できる又はしている」が 49.1% (134 か所) で最も多くなっており、次いで「十分説明ができる又はしている」が 28.6% (78 か所) となっています。



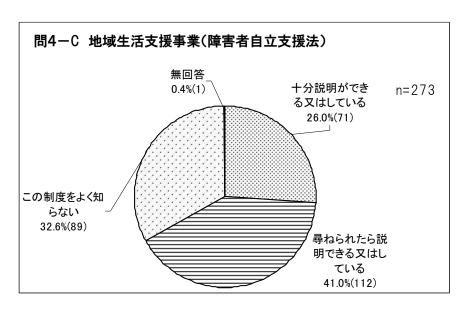
窓口種別でみると、高齢福祉主管課では「この制度をよく知らない」が48.0%で、地域包括支援センターでは「尋ねられたら説明できる又はしている」が62.6%で最も高い割合を示しています。

一方、障害福祉主管課及び指定相談支援事業者では、「十分説明ができる又はしている」が最も多く、 それぞれ70.4%、66.2%となっています。



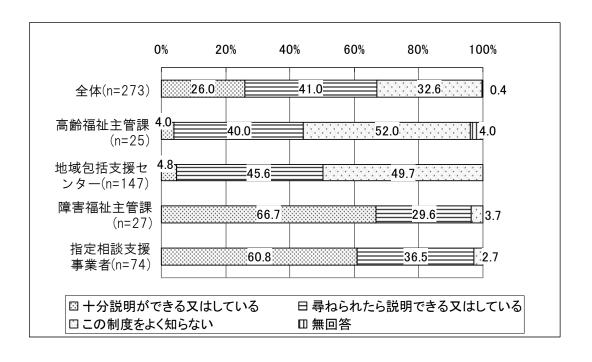
C 地域生活支援事業(障害者自立支援法)

地域生活支援事業では、「尋ねられたら説明できる又はしている」が 41.0% (112 か所)、次いで「この制度をよく知らない」が 32.6% (89 か所)、「十分説明ができる又はしている」が 26.0% (71 か所) となっています。



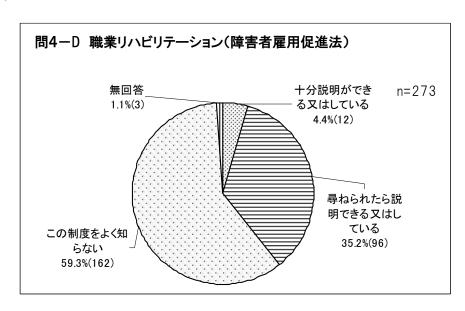
窓口種別でみると、高齢福祉主管課及び地域包括支援センターでは「この制度をよく知らない」が 52.0%、49.7%で最も多くなっています。

一方、障害福祉主管課及び指定相談支援事業者では「十分説明ができる又はしている」が 66.7%、60.8%で最も高い割合となっています。

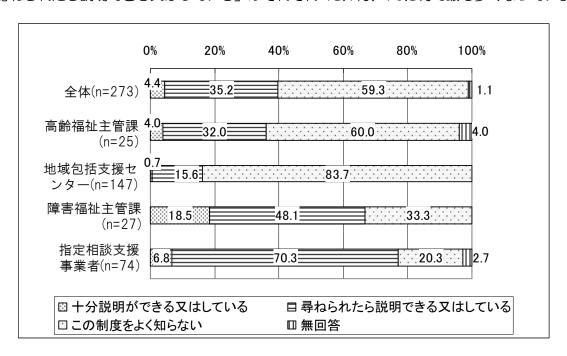


D 職業リハビリテーション(障害者雇用促進法)

職業リハビリテーションについて見ると、「この制度をよく知らない」が 59.3% (162 か所) で最も多くなっており、次いで「尋ねられたら説明できる又はしている」が 35.2% (96 か所) となっています。

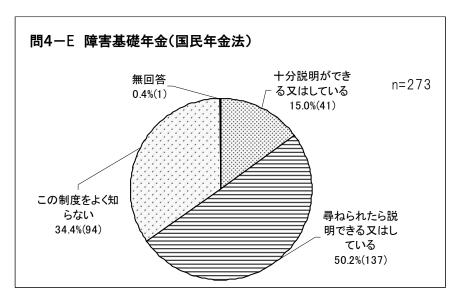


窓口種別でみると、高齢福祉主管課及び地域包括支援センターでは、「この制度をよく知らない」が60.0%、83.7%で最も高い割合を示しているのに対し、障害福祉主管課及び指定相談支援事業者では、「尋ねられたら説明できる又はしている」がそれぞれ48.1%、70.3%で最も多くなっています。

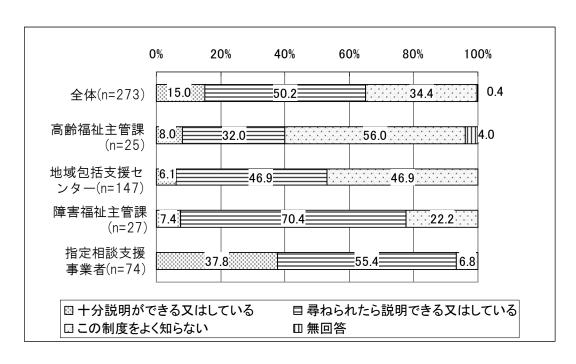


E 障害基礎年金(国民年金法)

障害基礎年金については、「尋ねられたら説明できる又はしている」が 50.2% (137 か所) と最も高い割合でみられました。「この制度をよく知らない」は 34.4% (94か所)、「十分説明ができる又はしている」は 15.0% (41 か所) でした。

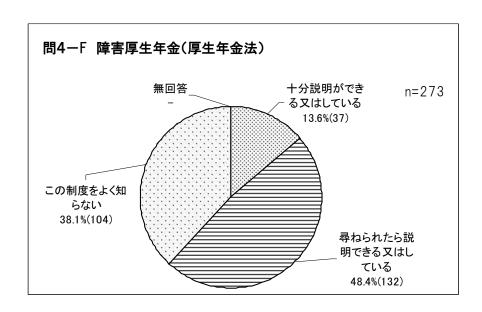


窓口種別でみると、高齢福祉主管課では「この制度をよく知らない」が56.0%、地域包括支援センターでは「尋ねられたら説明できる又はしている」「この制度をよく知らない」が双方とも46.9%、障害福祉主管課及び指定相談支援事業者では「尋ねられたら説明できる又はしている」が70.4%及び55.4%で最も多い回答となっています。



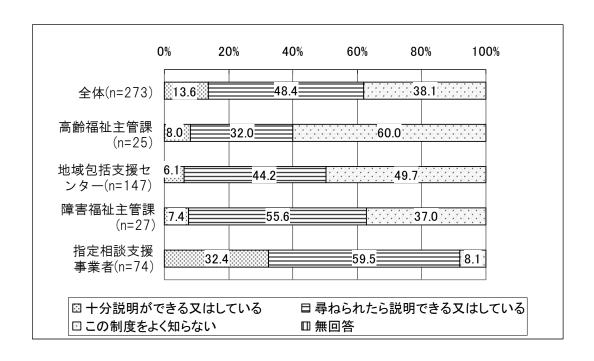
F 障害厚生年金(厚生年金保険法)

障害厚生年金では、「尋ねられたら説明できる又はしている」が 43.4% (132 か所)、次いで「この制度をよく知らない」が 38.1% (104 か所)、「十分説明ができる又はしている」が 13.6% (37 か所) となっています。



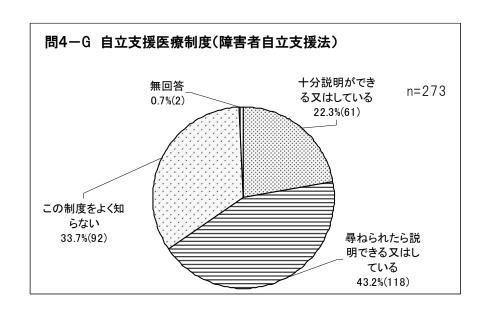
窓口種別でみると、高齢福祉主管課及び地域包括支援センターは「この制度をよく知らない」が 60.0%及び 49.7%で最も多い回答となっています。

一方、障害福祉主管課及び指定相談支援事業者では、「尋ねられたら説明できる又はしている」が55.6%及び59.5%で最も多い回答となっています。



G 自立支援医療制度 (精神通院医療) (障害者自立支援法)

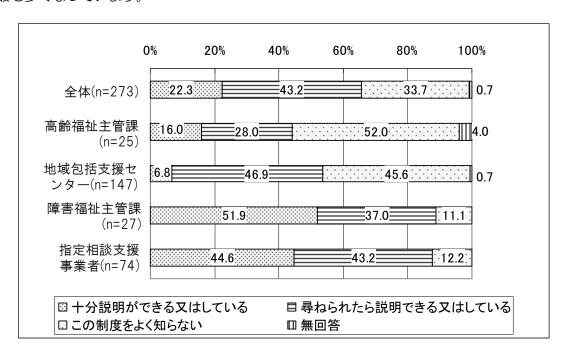
自立支援医療制度(精神通院医療)では、「尋ねられたら説明できる又はしている」が 43.2% (118 か所) で最も高い割合となっています。「この制度をよく知らない」は 33.7% (92 か所)、「十分説明ができる又はしている」は 22.3% (61 か所) でした。



窓口種別でみると、高齢福祉主管課は「この制度をよく知らない」の割合が最も高く、52.0%となっています。

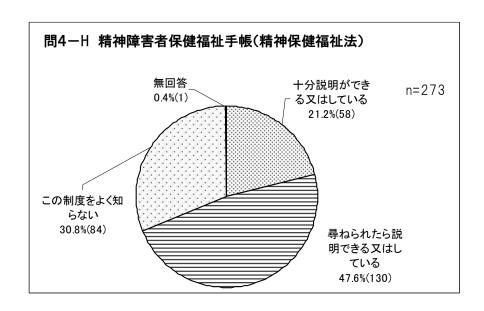
地域包括支援センターは「尋ねられたら説明できる又はしている」が最も多く、46.9%となっています。

障害福祉主管課及び指定相談支援事業者では、「十分説明ができる又はしている」が51.9%及び44.6%で最も多くなっています。

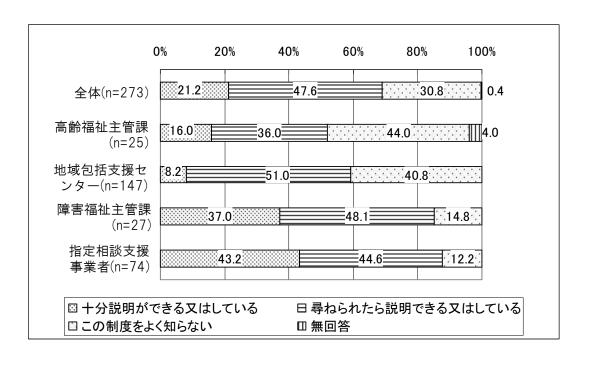


H 精神障害者保健福祉手帳(精神保健福祉法)

精神障害者保健福祉手帳では、「尋ねられたら説明できる又はしている」が 47.6% (130 か所)、次いで「この制度をよく知らない」が 30.8% (84 か所)、「十分説明ができる又はしている」が 21.2% (58 か所) となっています。

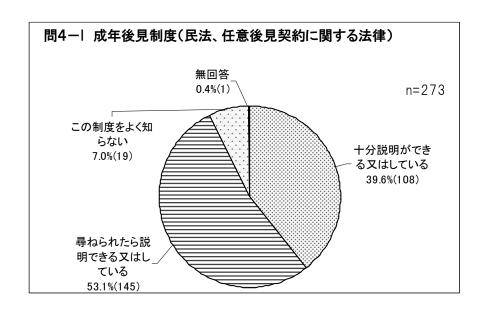


窓口種別でみると、高齢福祉主管課は「この制度をよく知らない」が44.0%で最も多くなっています。 地域包括支援センター、障害福祉主管課及び指定相談支援事業者では、「尋ねられたら説明できる又は している」が最も多く、それぞれ51.0%、48.1%、44.6%となっています。

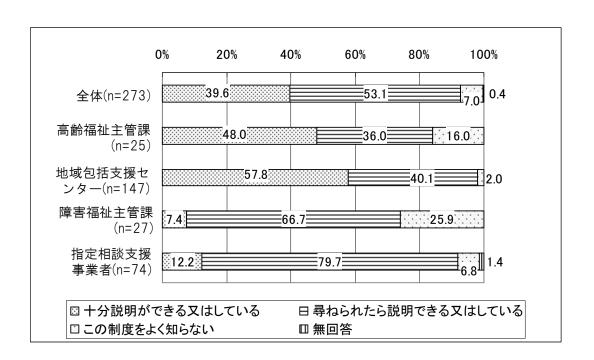


| 成年後見制度(民法、任意後見契約に関する法律)

成年後見制度では、「尋ねられたら説明できる又はしている」が 53.1% (145 か所) と最も高く、次いで「十分説明ができる又はしている」が 39.6% (108 か所) となっています。

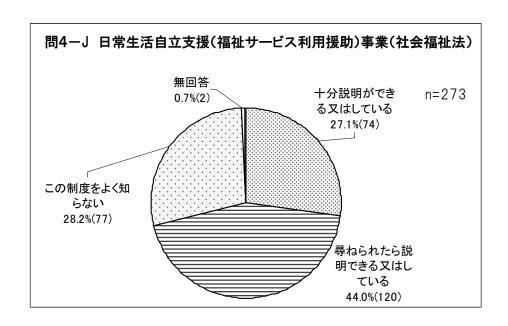


窓口種別でみると、高齢福祉主管課及び地域包括支援センターでは、「十分説明ができる又はしている」が 48.0%及び 57.8%で最も高い割合を示しているのに対し、障害福祉主管課及び指定相談支援事業者では、「尋ねられたら説明できる又はしている」が 66.7%及び 79.7%で最も高くなっています。

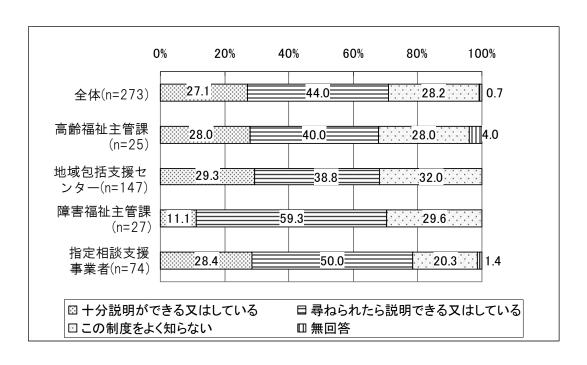


J 日常生活自立支援(福祉サービス利用援助)事業(社会福祉法)

日常生活自立支援(福祉サービス利用援助)事業では、「尋ねられたら説明できる又はしている」が44.0%(120か所)で最も多くなっています。「この制度をよく知らない」が28.2%(77か所)、「十分説明ができる又はしている」が27.1%(74か所)と続いています。

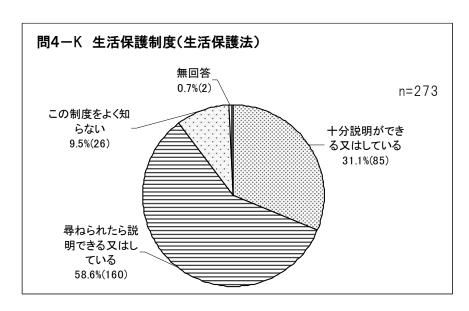


いずれの窓口種別においても、「尋ねられたら説明できる又はしている」が最も高い割合を示しており、 高齢福祉主管課は40.0%、地域包括支援センターは38.8%、障害福祉主管課は59.3%、指定相談支援事業者では50.0%となっています。

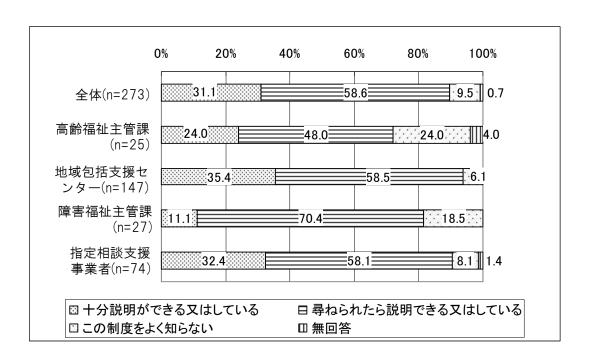


K 生活保護制度(生活保護法)

生活保護制度では、「尋ねられたら説明できる又はしている」が 58.5% (160 か所)、「十分説明ができる又はしている」が 31.1% (85 か所)、「この制度をよく知らない」が 9.5% (26 か所) となっています。



窓口種別でみると、いずれにおいても「尋ねられたら説明できる又はしている」が最も多くなっており、 高齢福祉主管課が 48.0%、地域包括支援センターが 58.5%、障害福祉主管課が 70.4%、指定相談支援 事業者が 58.1%となっています。



|| 資料編

1 調査協力依頼文

21福保高在第257号 平成21年7月21日

各

区市町村高齢福祉主管(認知症支援担当)課長 地域包括支援センター長 区市町村障害福祉主管課長 指定相談支援事業所管理者

殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部 在宅支援課長 松山 祐一(公印省略)

「若年性認知症に関する区市町村相談窓口調査」の実施について(依頼)

平素より東京都の福祉保健行政に御協力いただきありがとうございます。

さて、東京都では、若年性認知症の人への支援策を構築するため、平成20年度から「東京都認知症対策推進会議・若年性認知症支援部会」(以下「部会」という。)を設置し、現状の分析や施策の検討を進めています。

この度、部会において若年性認知症の本人・家族等に対する相談・支援策を検討するにあたり、相談窓口として考えられる部署・事業所を対象に、相談・支援の現況を調査することといたしました。

つきましては、御多用のところ恐縮ですが、下記により調査にご回答くださいますよう、 よろしくお願い申し上げます。

記

1 調査について

(1) 調查名

若年性認知症に関する区市町村相談窓口調査

(2) 調査目的

「区市町村相談窓口調査」は、若年性認知症の本人・家族等が相談に訪れることが想定される区市町村窓口・事業所を対象に、相談の実施状況などを調査することにより、都における若年性認知症への支援に向けた施策の検討の基礎資料とする。

(3) 調査対象

若年性認知症の本人・家族等の相談窓口として考えられる以下の部署・事業所671 か所(平成21年6月1日現在)から無作為抽出した303か所

- ア 区市町村高齢福祉主管(認知症支援担当)課
- イ 介護保険法に基づく地域包括支援センター
- ウ 区市町村障害福祉主管課
- エ 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者

(4) 調査結果の利用

調査結果は統計的に処理することとし、個々の部署・事業所が特定される形での公表は行わない。

2 回答方法

別紙「区市町村相談窓口調査票」に直接御記入の上、郵送(交換便含む。)又はファクシミリで、担当あてに御返送ください。

3 締め切り

平成21年8月7日(金曜日)

〒163-8001 (住所不要) 東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課 認知症支援調整担当:小林・川井 (電 話 番 号) 03-5320-4277 (ファクシミリ) 03-5388-1395

2 調査票

【区市町村相談窓口調査票】

所 属	
ご担当者名	
連絡先の電話番号	

貴所の属性について伺います。

- 問1 次のうち当てはまる番号1つに〇をつけてください。
 - 1 区市町村高齢福祉(認知症支援)主管課
 - 2 地域包括支援センター
 - 3 区市町村障害福祉主管課
 - 4 指定相談支援事業者

貴所における、若年性認知症に関する相談状況についてお伺いします。

- 問2 これまでに、若年性認知症(疑いも含む。)についての相談を受けたことはありますか。 次のうち当てはまる番号 1 つにOをつけてください。
 - 1 ある
 - 2 ない
 - 3 不明
- 問3 若年性認知症(疑いも含む。)について相談があった場合に、相談・受診の可能な近隣の 医療機関を紹介することができますか。次のうち当てはまる番号1つに〇をつけてください。
 - 1 できる
 - 2 できない
- 問4 若年性認知症(疑いも含む。)について相談があった場合の、次のA~Kの制度についての貴所における説明の程度のうち、もっとも近いと思う番号をそれぞれ1つ選んでください。 なお、これまで相談がない場合は、仮に相談があった場合の対応として最も近いと思うものを選んでください。

	説明の程度				
制度名	1 十分説明ができる 又はしている	2 尋ねられたら説明できる 又はしている	3 この制度をよく知らない		
A 介護保険サービス(介 護保険法)	1	2	3		
B 障害福祉サービス(障害者自立支援法)	1	2	3		
C 地域生活支援事業(障害者自立支援法)	1	2	3		
D 職業リハビリテーション (障害者雇用促進法)	1	2	3		

所 属

	説明の程度				
制度名	1 十分説明ができる 又はしている	2 尋ねられたら説明できる 又はしている	3 この制度をよく知らない		
E 障害基礎年金(国民年 金法)	1	2	3		
F 障害厚生年金(厚生年 金法)	1	2	3		
G 自立支援医療制度(精神通院医療)(障害者自立 支援法)	1	2	3		
H 精神障害者保健福祉 手帳(精神保健福祉法)	1	2	3		
I 成年後見制度(民法、任 意後見契約に関する法律)	1	2	3		
J 日常生活自立支援(福祉 サービス利用援助)事業(社会 福祉法)	1	2	3		
K 生活保護制度(生活保護法)	1	2	3		

---御協力ありがとうございました。---

3 単純集計表

※数值上段=回答数、数值下段=%

問1 相談窓口の属性

調 査 数	主管課	センター 地域包括支援	主管 管害福 課	事業者 事業者
273	25	147	27	74
100%	9.2%	53.8%	9.9%	27.1%

問2 若年性認知症(疑いも含む。)に関する相談の有無

調査数	ある	ない	不明	無 回 答
273	129	128	13	3
100%	47.3%	46.9%	4.8%	1.1%

問3 若年性認知症の相談・受診の可能な近隣医療機関の紹介の可否

調 査 数	できる	できない	無 回 答
273	209	60	4
100%	76.6%	22.0%	1.5%

問4 若年性認知症の人が利用可能な支援制度の説明の程度

A 介護保険サービス(介護保険法)

B 障害福祉サービス(障害者自立支援法)

調査数	十分説明ができる又	きる又はしている尋ねられたら説明で	この制度をよく知ら	無回答
273	179	77	16	1
100%	65.6%	28.2%	5.9%	0.4%

	調査数	十分説明ができる又	きる又はしている尋ねられたら説明で	この制度をよく知ら	無回答
ĺ	273	78	134	59	2
	100%	28.6%	49.1%	21.6%	0.7%

C 地域生活支援事業(障害者自立支援法) D 職業リハビリテーション(障害者雇用促進法)

調査数	十分説明ができる又	きる又はしている尋ねられたら説明で	この制度をよく知ら	無 回 答
273	71	112	89	1
100%	26.0%	41.0%	32.6%	0.4%

調査数	十分説明ができる又	きる又はしている尋ねられたら説明で	この制度をよく知ら	無回答
273	12	96	162	3
100%	4.4%	35.2%	59.3%	1.1%

E 障害基礎年金(国民年金法)

F 障害厚生年金(厚生年金法)

調査数	十分説明ができる又	8. 日本のである。 おり はしている おれたら説明でられたら説明でいる		無回答
273	41	137	94	1
100%	15.0%	50.2%	34.4%	0.4%

調査数	十分説明ができる又	きる又はしている尋ねられたら説明で	この制度をよく知ら	無回答
273	37	132	104	1
100%	13.6%	48.4%	38.1%	-

G 自立支援医療制度(精神通院医療) (障害者自立支援法)

H 精神障害者保健福祉手帳(精神保健福祉法)

調査数	十分説明ができる又	きる又はしている尋ねられたら説明で	この制度をよく知ら	無回答
273	61	118	92	2
100%	22.3%	43.2%	33.7%	0.7%

調査数	十分説明ができる又	きる又はしている尋ねられたら説明で	この制度をよく知ら	無 回 答
273	58	130	84	1
100%	21.2%	47.6%	30.8%	0.4%

Ⅰ 成年後見制度(民法、任意後見契約に関する法律) J 日常生活自立支援(福祉サービス利用援助)事業

J 日常生活自立支援(福祉サービス利用援助)事業 (社会福祉法)

調査数	十分説明ができる又	明ができる又はしている		無 回 答
273	108	145	19	1
100%	39.6%	53.1%	7.0%	0.4%

調査数	十分説明ができる又	り い い い で き る 又 れ た ら 説 明 で き る 又		無回答
273	74	120	77	2
100%	27.1%	44.0%	28.2%	0.7%

K 生活保護制度(生活保護法)

調査数	十分説明ができる又	きる又はしている尋ねられたら説明で	この制度をよく知ら	無回答
273	85	160	26	2
100%	31.1%	58.6%	9.5%	0.7%

4 クロス集計表

※数值上段=回答数、数值下段=%

(問1 属性)×(問2 若年性認知症(疑いも含む。)に関する相談の有無)

	調査数	ある	ない	不明	無回答
全体	273	129	128	13	3
王仲	100%	47.3%	46.9%	4.8%	1.1%
高齢福祉主管課	25	15	9	1	_
同断伸性土自床	100%	60.0%	36.0%	4.0%	_
地域包括支援センター	147	90	46	9	2
地域已括文版センダー	100%	61.2%	31.3%	6.1%	1.4%
障害福祉主管課	27	7	18	2	_
 	100%	25.9%	66.7%	7.4%	_
指定相談支援事業者	74	17	55	1	1
沿处仍改入汲于未行	100%	23.0%	74.3%	1.4%	1.4%

(問1 属性)×(問3 若年性認知症の相談・受診の可能な近隣医療機関の紹介の可否)

	調査数	できる	できない	無回答
全体	273	209	60	4
王仲	100%	76.6%	22.0%	1.5%
高齢福祉主管課	25	21	3	1
同断性化土自林	100%	84.0%	12.0%	4.0%
地域包括支援センター	147	133	12	2
地域已括文版センダー	100%	90.5%	8.2%	1.4%
(でまたな) ・	27	10	16	1
障害福祉主管課	100%	37.0%	59.3%	3.7%
指定相談支援事業者	74	45	29	_
拍	100%	60.8%	39.2%	_

(問1 属性)×(問4 支援制度の説明の程度 A 介護保険サービス(介護保険法))

	調査数	十分説明ができる	又はしているできる できる	この制度をよく知	無回答
全体	273	179	77	16	1
主体	100%	65.6%	28.2%	5.9%	0.4%
高齢福祉主管課	25	20	4	1	_
同断惟址土自林	100%	80.0%	16.0%	4.0%	-
地域包括支援センター	147	137	10	1	_
地域已括文版センダー	100%	93.2%	6.8%	I	-
障害福祉主管課	27	3	20	3	1
P 古 佃 位 工 自 林	100%	11.1%	74.1%	11.1%	3.7%
指定相談支援事業者	74	19	43	12	_
] 日本作成文] 及尹未名	100%	25.7%	58.1%	16.2%	_

(問1 属性)×(問4 支援制度の説明の程度 B 障害福祉サービス(障害者自立支援法))

	調 査 数	十分説明ができる	又はしている できる できる	この制度をよく知	無回答
<i>△/</i> ±	273	78	134	59	2
全体	100%	28.6%	49.1%	21.6%	0.7%
高齢福祉主管課	25	2	10	12	1
同断性性土皂沫	100%	8.0%	40.0%	48.0%	4.0%
地域包括支援センター	147	8	92	46	1
地域已括文族センダー	100%	5.4%	62.6%	31.3%	0.7%
障害福祉主管課	27	19	7	1	_
学古他似土官珠 	100%	70.4%	25.9%	3.7%	_
指定相談支援事業者	74	49	25		
旧处他欲义该尹未伯	100%	66.2%	33.8%	-	-

(問1 属性)×(問4 支援制度の説明の程度 C 地域生活支援事業(障害者自立支援法))

	調 査 数	十分説明ができる	又はしているできる できる	この制度をよく知	無回答
全体	273	71	112	89	1
	100%	26.0%	41.0%	32.6%	0.4%
高齢福祉主管課	25	1	10	13	1
同断伸性土管球	100%	4.0%	40.0%	52.0%	4.0%
地域包括支援センター	147	7	67	73	_
地域已括又接ビフター	100%	4.8%	45.6%	49.7%	_
障害福祉主管課	27	18	8	1	_
	100%	66.7%	29.6%	3.7%	_
指定相談支援事業者	74	45	27	2	
沿处仍改义该学未行	100%	60.8%	36.5%	2.7%	_

(問1 属性)×(問4 支援制度の説明の程度 D 職業リハビリテーション(障害者雇用促進法))

	調 査 数	十分説明ができる	又はしている できる 尋ねられたら説明	この制度をよく知	無 回 答
全体	273	12	96	162	3
	100%	4.4%	35.2%	59.3%	1.1%
高齢福祉主管課	25	1	8	15	1
同断性化土自跃	100%	4.0%	32.0%	60.0%	4.0%
地域包括支援センター	147	1	23	123	_
地域已括文族センダー	100%	0.7%	15.6%	83.7%	_
障害福祉主管課	27	5	13	9	_
	100%	18.5%	48.1%	33.3%	_
指定相談支援事業者	74	5	52	15	2
	100%	6.8%	70.3%	20.3%	2.7%

(問1 属性)×(問4 支援制度の説明の程度 E 障害基礎年金(国民年金法))

	調 査 数	十分説明ができる	又はしている できる できる	この制度をよく知	無回答
<u></u>	273	41	137	94	1
全体	100%	15.0%	50.2%	34.4%	0.4%
高齢福祉主管課	25	2	8	14	1
商断悔似土官誅 	100%	8.0%	32.0%	56.0%	4.0%
地域包括支援センター	147	9	69	69	_
地域已括文族センダー	100%	6.1%	46.9%	46.9%	_
障害福祉主管課	27	2	19	6	_
	100%	7.4%	70.4%	22.2%	_
指定相談支援事業者	74	28	41	5	_
	100%	37.8%	55.4%	6.8%	_

(問1 属性)×(問4 支援制度の説明の程度 F 障害厚生年金(厚生年金法))

	調 査 数	十分説明ができる	又はしている できる のきる説明	この制度をよく知	無回答
全体	273	37	132	104	_
	100%	13.6%	48.4%	38.1%	_
高齢福祉主管課	25	2	8	15	_
同断惟址土自林	100%	8.0%	32.0%	60.0%	_
地域包括支援センター	147	9	65	73	-
地域已括文版センダー	100%	6.1%	44.2%	49.7%	_
障害福祉主管課	27	2	15	10	-
	100%	7.4%	55.6%	37.0%	
指定相談支援事業者	74	24	44	6	_
旧处他欲义该争未有	100%	32.4%	59.5%	8.1%	_

(問1 属性)×(問4 支援制度の説明の程度 G 自立支援医療制度(精神通院医療)(障害者自立支援法))

	調 査 数	又はしている	又はしているできる できる	この制度をよく知	無回答
全 体	273	61	118	92	2
	100%	22.3%	43.2%	33.7%	0.7%
高齢福祉主管課	25	4	7	13	1
同断性性土皂沫	100%	16.0%	28.0%	52.0%	4.0%
地域包括支援センター	147	10	69	67	1
地域已括文族センダー	100%	6.8%	46.9%	45.6%	0.7%
障害福祉主管課	27	14	10	3	_
	100%	51.9%	37.0%	11.1%	_
指定相談支援事業者	74	33	32	9	_
]] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [100%	44.6%	43.2%	12.2%	_

(問1 属性)×(問4 支援制度の説明の程度 H 精神障害者保健福祉手帳(精神保健福祉法))

	調 査 数	十分説明ができる	又はしている できる 尋ねられたら説明	この制度をよく知	無回答
△ / +	273	58	130	84	1
全体	100%	21.2%	47.6%	30.8%	0.4%
高齢福祉主管課	25	4	9	11	1
同断性化土自林	100%	16.0%	36.0%	44.0%	4.0%
地域包括支援センター	147	12	75	60	_
地域已括文版センダー	100%	8.2%	51.0%	40.8%	-
障害福祉主管課	27	10	13	4	_
	100%	37.0%	48.1%	14.8%	_
指定相談支援事業者	74	32	33	9	
	100%	43.2%	44.6%	12.2%	_

(問1 属性)×(問4 支援制度の説明の程度 | 成年後見制度(民法、任意後見契約に関する法律))

	調 査 数	又はしている	又はしている できる	らないこの制度をよく知	無回答
全体	273	108	145	19	1
	100%	39.6%	53.1%	7.0%	0.4%
高齢福祉主管課	25	12	9	4	-
同断性化土自味	100%	48.0%	36.0%	16.0%	_
地域包括支援センター	147	85	59	3	_
地域也行义抜ビノダー	100%	57.8%	40.1%	2.0%	_
障害福祉主管課	27	2	18	7	_
	100%	7.4%	66.7%	25.9%	_
指定相談支援事業者	74	9	59	5	1
	100%	12.2%	79.7%	6.8%	1.4%

(問1 属性)×(問4 支援制度の説明の程度 J 日常生活自立支援(福祉サービス利用援助)事業 (社会福祉法))

	調 査 数	十分説明ができる	又はしている できる 尋ねられたら説明	この制度をよく知	無回答
全体	273	74	120	77	2
	100%	27.1%	44.0%	28.2%	0.7%
高齢福祉主管課	25	7	10	7	1
同断性性土皂沫	100%	28.0%	40.0%	28.0%	4.0%
地域包括支援センター	147	43	57	47	_
地域已括文族センダー	100%	29.3%	38.8%	32.0%	_
障害福祉主管課	27	3	16	8	_
	100%	11.1%	59.3%	29.6%	_
指定相談支援事業者	74	21	37	15	1
	100%	28.4%	50.0%	20.3%	1.4%

(問1 属性)×(問4 支援制度の説明の程度 K 生活保護制度(生活保護法))

	調 査 数	十分説明ができる	又はしている できる できる	この制度をよく知	無回答
全体	273	85	160	26	2
	100%	31.1%	58.6%	9.5%	0.7%
古松石儿子竺钿	25	6	12	6	1
高齢福祉主管課	100%	24.0%	48.0%	24.0%	4.0%
地域包括支援センター	147	52	86	9	_
地域已括文族セクダー	100%	35.4%	58.5%	6.1%	-
障害福祉主管課	27	3	19	5	_
	100%	11.1%	70.4%	18.5%	_
指定相談支援事業者	74	24	43	6	1
	100%	32.4%	58.1%	8.1%	1.4%

若年性認知症に関する 介護保険事業所調査 報告書

東京都福祉保健局

平成21年10月

一 目 次 一

ı	_	間金の概要
	(1)	調査の目的
	(2)	調査期間1
	(3)	調査方法
	(4)	調査項目1
	(5)	調査対象1
	(6)	回収状況
	(7)	報告書の見方(凡例)2
2	訓	周査結果
	(1)	若年性認知症の利用者の受入れ経験の有無3
	(2)	受入れ人数4
	(3)	若年性認知症に起因する困難の有無5
	(4)	若年性認知症の利用者を受け入れるための特別な対応7
	(5)	若年性認知症の利用者からの利用申込みの有無9
	(6)	利用に至らなかった理由10
	(7)	若年性認知症の起因する困難と考えられること
3	道	資料編
	۰۲	若年性認知症に関する介護保険事業所調査」調査票13

1 調査の概要

(1)調査の目的

「若年性認知症に関する介護保険事業所調査」は、介護保険事業所を対象に、若年性認知症の利用者の有無等に関する現況を調査することにより、都における若年性認知症への支援に向けた施策の検討の基礎資料とするものです。

(2) 調査期間

平成 21 年 7 月 ~ 8 月

(3) 調査方法

自記入式の郵送調査

(4)調査項目

- ア 若年性認知症の利用者の有無
- イ 受入れにあたって困難だったこと(困難ではないかと考えること)の有無及びその内容
- ウ 受入れにあたって事業所が取った対応 等

(5) 調査対象

以下の介護保険事業所 2,885 か所 (平成 21 年 6 月 1 日現在) から無作為抽出した 483 か所

- ア 介護老人保健施設
- イ 介護老人福祉施設
- ウ 認知症対応型共同生活介護事業所
- 工 通所介護事業所
- 才 認知症対応型通所介護事業所
- カ 小規模多機能型居宅介護事業所

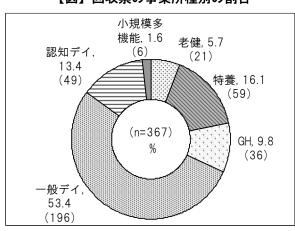
(6) 回収状況

367票(回収率 76.0%)

なお、回収した調査票の介護保険事業所 の種別の割合は【図】のとおり。

また、図中の略称については、(7)参照のこと。

【図】回収票の事業所種別の割合



(7) 報告書の見方(凡例)

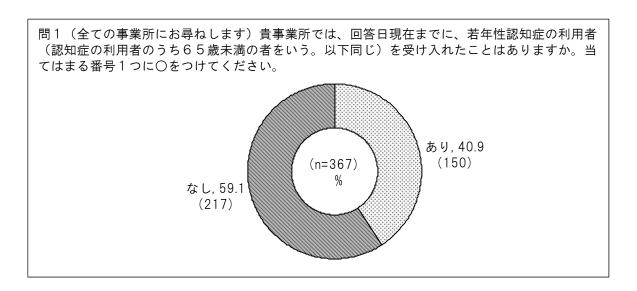
- ○集計結果(%)は、小数点第2位を四捨五入し第1位までの表記としました。このため、合計が100%に満たないか100%を超える場合があります。
- ○総数にnを使用しています。
- \bigcirc n は、回答者全員が答えるべき設問については、有効回答総数となり、条件付き設問(例:問1で「1」を選択した事業所のみ・・・、という設問)については、その設問に答えるべき該当者数となっています。
- ○複数回答の設問では、集計結果の合計が100%を超えることがあります。
- ○該当数字がない場合は「一」と表記しています。
- ○単数回答はSA、複数回答はMAと表記しています。
- ○本報告書では、事業所の種別を以下のように略称しているところがあります。

略称	正式名称
老健	介護老人保健施設
特養	介護老人福祉施設
GH	認知症対応型共同生活介護事業所
一般デイ	通所介護事業所
認知デイ	認知症対応型通所介護事業所
小規模多機能	小規模多機能型居宅介護事業所

2 調査結果

(1) 若年性認知症の利用者の受入れ経験の有無(SA)

すべての介護事業所に、回答日現在までに若年性認知症の利用者を受け入れたことがあるか尋ねたところ、「ある」と答えた事業所は40.5% (148)、「ない」と答えた事業所は59.5% (217) でした。

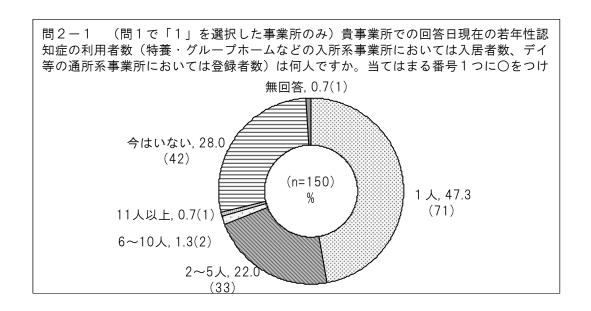


【参考】若年性認知症の利用者の受入れ経験の有無(事業所の種別)

	n	あり	なし	無回答
n	100.0 (367)	40.9 (150)	59.1 (217)	I
老健	100.0 (21)	66.7 (14)	33.3 (7)	ı
特養	100.0 (59)	47.5 (28)	52.5 (31)	I
GH	100.0 (36)	25.0 (9)	75.0 (27)	I
一般デイ	100.0 (196)	34.2 (67)	65.8 (129)	I
認知デイ	100.0 (49)	55.1 (27)	44.9 (22)	_
小規模 多機能	100.0 (6)	83.3 (5)	16.7 (1)	_

(2) 受入れ人数 (SA)

問1で「若年性認知症の利用者を受け入れたことがある」と回答した事業所(150)に、回答日現在の利用者数を尋ねたところ、「1人」と答えた事業所が47.3%(71)と最も多く、次いで「今はいない」と答えた事業所が28.0%(42)でした。

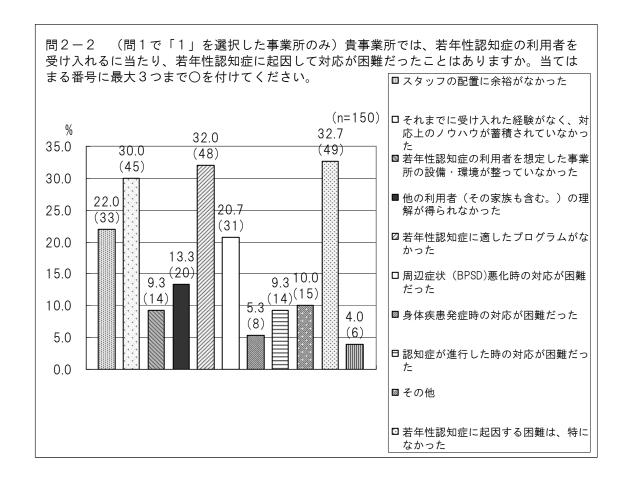


【参考】受入れ人数(事業所の種別)

	n	1人	2~5人	6~10人	11人以上	今はいない	無回答
n	100.0 (150)	47.3 (71)	22.0 (33)	1.3 (2)	0.7 (1)	28.0 (42)	0.7 (1)
老健	100.0 (14)	28.6 (4)	14.3 (2)	7.1 (1)	-	50.0 (7)	1
特養	100.0 (28)	53.6 (15)	21.4 (6)	3.6 (1)	-	17.9 (5)	3.6 (1)
GH	100.0 (9)	44.4 (4)	11.1 (1)	_	_	44.4 (4)	-
一般デイ	100.0 (67)	43.3 (29)	23.9 (16)	-	1.5 (1)	31.3 (21)	-
認知デイ	100.0 (27)	59.3 (16)	25.9 (7)	_	-	14.8 (4)	_
小規模 多機能	100.0 (5)	60.0 (3)	20.0 (1)	_	_	20.0 (1)	_

(3) 若年性認知症に起因する困難の有無 (MA3)

問1で「若年性認知症の利用者を受け入れたことがある」と回答した事業所(150)に対し、若年性認知症の利用者を受け入れるに当たり、若年性認知症に起因して対応が困難だったことを尋ねたところ、「若年性認知症に起因する困難は、特になかった」が 32.7%(49)と最も多く、次いで、「若年性認知症に適したプログラムがなかった」が 32.0%(48)、「それまでに受け入れた経験がなく、対応上のノウハウが蓄積されていなかった」が 30.0%(45)と続きました。



なお、「その他」10.0%(15)として、以下の記述がありました。

《年齢に関すること》

- ・高齢の方の中では若すぎるだけに目立ってしまい、ご本人に申し訳ない環境になる 状況が多い。認知症ある方でも高齢の方々の中になぜ自分が居るのか疑問に感じ、 オロオロしたり悩んだりされる。若年の方だけが集まれる(バラバラになるのでは なく)優先される所があっても良いと考える。当施設では無理。
- ・他利用者が高齢であるため本人にもとまどいがあったと思う。
- ・面会者、ボランティアとの区別困難
- ・他の利用者との年齢的なギャップ等も含む。
- ・進行したときの服薬の状況。他の入居者が高齢者ばかりのため、どちらかというと

一人行動が多く、共同生活であるが、利用者同士会話をしていても続かない。

《ケア・過ごし方に関すること》

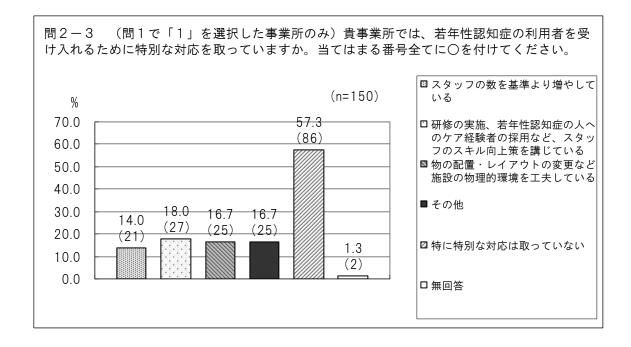
- ・目を離した隙にいなくなる (施設外)。
- ・利用者との意思疎通が難しく利用者の力が強く、常時2人体制することもあった。
- ・暴力行為への対応
- ・通所日にその都度送迎時間を連絡する。出来ないことを手伝う。一人住まいの問題 相談にのる。(一緒に買物に行く、カギの開閉)
- ・帰宅願望、所在不明にならないための対応
- ・アセスメントを職員が周知し、家族からの要望も細かく伺ったが、本人の ADL や心の内をつかむことが難しかった。
- ・入所に対する本人の理解が得られなかった。施設を出ていかれることが数回あった。 **《その他》**
- ・受入れを開始したばかりで、まだご本人の行動を知る段階であり、体制・環境については検討中。これからの状況。
- ・家族が現状を受入れることができなかった。
- ・(認知症対応型サービス事業所ではないが)都の認知症対応研修に参加した経緯が あり対応策は万全。職員は皆心得ており、認知症に対する対応も困惑も特にない。

【参考】若年性認知症に起因する困難の有無(事業所の種別)

	n	スタッフ 配置	経験・ノ ウハウ	設備等物理的環境	他の利用 者・家族 の理解	プログラ ム	BPSD	身体疾患発症時	認知症の 進行	その他	特にない	無回答
n	100.0 (150)	22.0 (33)	30.0 (45)	9.3 (14)	13.3 (20)	32.0 (48)	20.7 (31)	5.3 (8)	9.3 (14)	10.0 (15)	32.7 (49)	4.0 (6)
老健	100.0 (14)	14.3 (2)	21.4 (3)	7.1 (1)	7.1 (1)	21.4 (3)	14.3 (2)	7.1 (1)	7.1 (1)	14.3 (2)	42.9 (6)	7.1 (1)
特養	100.0 (28)	14.3 (4)	42.9 (12)	10.7 (3)	-	42.9 (12)	25.0 (7)	7.1 (2)	3.6 (1)	10.7 (3)	32.1 (9)	_
GH	100.0 (9)	11.1 (1)	22.2 (2)	-	22.2 (2)	_	44.4 (4)	22.2 (2)	22.2 (2)	11.1 (1)	33.3 (3)	_
一般デイ	100.0 (67)	26.9 (18)	28.4 (19)	14.9 (10)	13.4 (9)	29.9 (20)	10.4 (7)	1.5 (1)	10.4 (7)	7.5 (5)	32.8 (22)	7.5 (5)
認知デイ	100.0 (27)	25.9 (7)	29.6 (8)	-	18.5 (5)	40.7 (11)	29.6 (8)	7.4 (2)	11.1 (3)	11.1 (3)	33.3 (9)	-
小規模 多機能	100.0 (5)	20.0 (1)	20.0 (1)	-	60.0 (3)	40.0 (2)	60.0 (3)	-	_	-	-	-

(4) 若年性認知症の利用者を受け入れるための特別な対応 (MA)

問1で「若年性認知症の利用者を受け入れたことがある」と回答した事業所(150)に対し、若年性認知症の利用者を受け入れるために取った対応を尋ねたところ、「特に特別な対応は取っていない」が57.3%(86)と最も多くなっています。



なお、「その他」16.7%(25)として、以下の記述がありました。

《ケア・過ごし方に関すること》

- ・利用者としての立場より、我々スタッフの一員として役割を持って参加して頂ける 様にした。
- ・食器の配膳等役割を持たせた。
- ・部屋のカギの開閉が困難で、介助の為、送迎車両を別にしている。他の利用者から 特別に見られないように配慮している。また、理解も得られている。
- ・話がしやすいように話題をその方に合わせる。趣味活動等同様である。
- ・リハビリに対して強い希望があったため、外部機関で通所のリハビリを行った。
- ・なるべく高齢者と同じプログラムを行わず、スタッフと同じように接するよう意識している。

《職員配置に関すること》

- ・同性介護の徹底が職員配置の状況で十分できない。
- ・一対一に近い介護を行った。
- ・利用者が安心できるスタッフをマンツーマンで配置した。
- ・BPSD 悪化時等は同性 (男性) 職員の方が穏やかになる傾向があるので、同性職員 等が個別に対応する等工夫している。
- ほぼマンツーマンで対応できるようシフト調整

・極力マンツーマンの対応が図れるよう配慮している。

《情報共有・アセスメントに関すること》

- ・薬の調整も難しいので、主治医・家族と密に連携を図り生活を支援している。
- ・その都度カンファレンス等実施し、対応策を練っている。
- ・ケアマネから情報を収集し、ご家族とも緊急時の対応の確認を密にとった。
- ・ミーティング等でご利用者の集中できるメニューの提供を検討した。
- ・デイでの様子を細かく伝え、家族との連携を密に取る努力をした。
- ・家族との情報交換、チーム内のケアの周知・統一、相談、精神科医・看護師との連携

《その他》

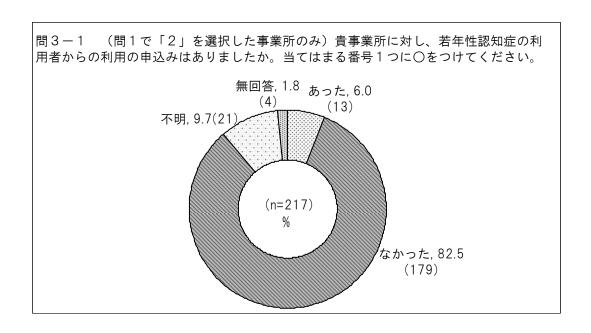
- ・専門施設として認知症のお客様の受入れを行ってきていることから、特に問題なし。
- ・胃ろう造設で寝たきり状態である。
- ・個別対応をしている。
- ・利用者の少ない日曜日のみを利用日としている。
- ・認知症対応型サービスもあり個別ケアが実施できている。

【参考】若年性認知症の利用者を受け入れるための特別な対応(事業所の種別)

	n	スタッフ 増	スキル向上	物理的環境 の工夫	その他	特別な対応 はない	無回答
n	100.0 (150)	14.0 (21)	18.0 (27)	16.7 (25)	16.7 (25)	57.3 (86)	1.3 (2)
老健	100.0 (14)	I	7.1 (1)	7.1 (1)	14.3 (2)	71.4 (10)	7.1 (1)
特養	100.0 (28)	7.1 (2)	17.9 (5)	21.4 (6)	14.3 (4)	64.3 (18)	-
GH	100.0	1	11.1 (1)	22.2 (2)	11.1 (1)	66.7 (6)	-
一般デイ	100.0 (67)	16.4 (11)	20.9 (14)	14.9 (10)	16.4 (11)	59.7 (40)	1.5 (1)
認知デイ	100.0 (27)	25.9 (7)	18.5 (5)	22.2 (6)	22.2 (6)	37.0 (10)	-
小規模 多機能	100.0 (5)	20.0 (1)	20.0 (1)	-	20.0 (1)	40.0 (2)	-

(5) 若年性認知症の利用者からの利用申込みの有無(SA)

問1で「若年性認知症の利用者を受け入れたことがない」と回答した事業所(217)に対し、利用の申込みがあったかを尋ねたところ、「なかった」が82.5%(179)と最も多くなっています。

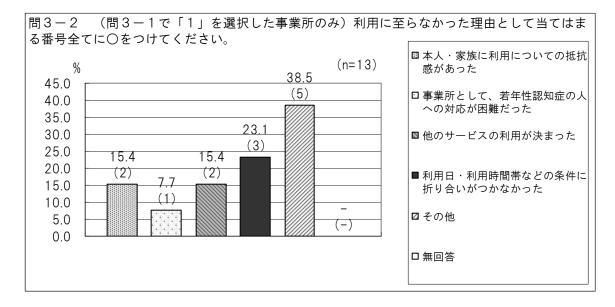


【参考】若年性認知症の利用者からの利用申込みの有無(事業所の種別)

	n	あった	なかった	不明	無回答
n	100.0 (217)	6.0 (13)	82.5 (179)	9.7 (21)	1.8 (4)
老健	100.0 (7)	1	85.7 (6)	14.3 (1)	I
特養	100.0 (31)	12.9 (4)	67.7 (21)	19.4 (6)	_
GH	100.0 (27)	3.7 (1)	88.9 (24)	7.4 (2)	-
一般デイ	100.0 (129)	3.9 (5)	83.7 (108)	9.3 (12)	3.1 (4)
認知デイ	100.0 (22)	13.6 (3)	86.4 (19)		
小規模 多機能	100.0 (1)	_	100.0 (1)	_	_

(6) 利用に至らなかった理由(MA)

問3-1で、「若年性認知症の利用者からの申込みがあった」と回答した事業所(13)に対し、利用には至らなかった理由を尋ねたところ、「その他」が38.5%(5)と最も多く、結果が分かれました。



なお、「その他」38.5%(5)の理由として、以下の記述がありました。

《入所待ち》

- ・特養の入所申込がありましたが、優先度が低かったため、待機中。
- ・入居待ちの方がたくさんおり、満床のため。

《その他》

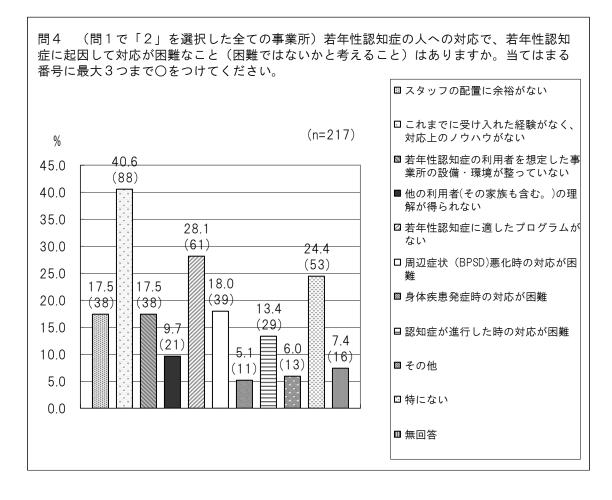
- ・送迎範囲外であったため。
- ・見学に来ていただき様子を見させていただいたところ、非常におちつきがなく、フロア内を歩き回る等他の利用者への影響が大きい。

【参考】利用に至らなかった理由(事業所の種別)

	n	本人家族の 抵抗感	事業所として対応困難	上	ず		無回答
n	100.0 (13)	15.4 (2)	7.7 (1)	15.4 (2)	23.1 (3)	38.5 (5)	I
老健	I	I	I	ı	I	-	I
特養	100.0 (4)	-	I	25.0 (1)	50.0 (2)	25.0 (1)	I
GH	100.0 (1)	1	1	-	-	100.0 (1)	1
一般デイ	100.0 (5)	40.0 (2)	1	20.0 (1)	-	40.0 (2)	1
認知デイ	100.0	1	33.3 (1)	_	33.3 (1)	33.3 (1)	-
小規模 多機能	_	=	=	-	=	_	-

(7) 若年性認知症に起因する困難と考えられること (MA3)

問1で「若年性認知症の利用者を受け入れたことがない」と回答した事業所(217)に対し、若年性認知症の人への対応で、若年性認知症に起因して対応が困難なこと(困難ではないかと考えること)を尋ねたところ、「これまでに受け入れた経験がなく、対応上のノウハウがない」が40.6%(88)と最も多く、「若年性認知症に適したプログラムがない」28.1%(61)、「特にない」24.4%(53)が続きました。



なお、「その他」6.0%(13)として以下の記載がありました。

《年齢に関すること》

- ・周囲の利用者との年齢差がありすぎると不安は大きい。
- ・高齢者(平均 80 歳、最高齢 87 歳)との協同生活をするうえで若年者ご本人にストレスがたまるのではないか。また、同世代のスタッフを見てステレスがたまるのではないか。例えばスタッフは帰宅するのに自分は・・・等
- ・入所者の高齢化(平均89才)重度化(平均4.4)の中での生活は難しいと考える。
- ・当施設は小規模型で1日の定員が15名、フロアが1つのため、高齢者と区別した個別対応が困難である。
- ・高齢化し平均年齢が高いため住み分けやバランスがとりにくい。

- ・ご本人が世代の違う他のご利用者になじめるか。
- ・受入れたい思いもあるが、高齢者ならではの雰囲気を考えると躊躇してしまう。

《ケア・過ごし方に関すること》

- ・他の利用者と異なるプログラムが必要な場合は検討が必要
- ・力が強く、拒否反応(あばれる、突進等)に対し女性スタッフでは対応困難
- ・現在利用している認知症高齢者(認知症対応型通所介護)とどう関わってもらえば良いか不安
- ・高次脳機能障害を発症しているお客様の受入れを継続しているが、活動プログラム等の整備は不十分と判断している。

《その他》

- 申し込みがない。
- ・若年だからではなく、その人の状態、性格などで受け入れ判断したい。
- ・希望者がいる場合は、併設・認知症対応型通所介護事業所を紹介する。

【参考】若年性認知症の起因する困難と考えられること(事業所の種別)

	n	スタッフ 配置	経験・ノ ウハウ	設備等物理的環境	他の利用 者・家族 の理解	プログラ ム	BPSD	身体疾患 発症時	進行	その他	特にない	無回答
n	100.0 (217)	17.5 (38)	40.6 (88)	17.5 (38)	9.7 (21)	28.1 (61)	18.0 (39)	5.1 (11)	13.4 (29)	6.0 (13)	24.4 (53)	7.4 (16)
老健	100.0 (7)	14.3 (1)	71.4 (5)	-	14.3 (1)	28.6 (2)	42.9 (3)	14.3 (1)	42.9 (3)	-	_	-
特養	100.0 (31)	9.7 (3)	38.7 (12)	32.3 (10)	9.7 (3)	51.6 (16)	9.7 (3)	-	3.2 (1)	3.2 (1)	25.8 (8)	6.5 (2)
GH	100.0 (27)	14.8 (4)	44.4 (12)	11.1 (3)	14.8 (4)	33.3 (9)	33.3 (9)	3.7 (1)	18.5 (5)	18.5 (5)	18.5 (5)	3.7 (1)
一般デイ	100.0 (129)	20.9 (27)	40.3 (52)	18.6 (24)	10.1 (13)	22.5 (29)	14.0 (18)	5.4 (7)	12.4 (16)	3.1 (4)	26.4 (34)	8.5 (11)
認知デイ	100.0 (22)	13.6 (3)	31.8 (7)	4.5 (1)	_	22.7 (5)	27.3 (6)	9.1 (2)	18.2 (4)	13.6 (3)	22.7 (5)	9.1 (2)
小規模 多機能	100.0 (1)	-	-	-	_	-	-	-	_	-	100.0 (1)	-

3 資料編

「若年性認知症に関する介護保険事業所調査」調査票

21福保高在第256号 平成21年7月15日

東京都福祉保健局高齢社会対策部長 狩野信夫 (公印省略)

「若年性認知症に関する介護保険事業所調査」の実施について(依頼)

平素より東京都の福祉保健行政に御協力いただきありがとうございます。

さて、東京都では、若年性認知症の人への支援策を構築するため、平成20年度から「東京都認知症対策推進会議・若年性認知症支援部会」(以下「部会」という。)を設置し、現状の分析や施策の検討を進めています。

この度、部会において若年性認知症の本人・家族等に対する介護・公的支援策を検討する にあたり、介護保険事業所を対象に、若年性認知症の利用者の有無等に関する現況調査をす ることといたしました。

つきましては、御多用のところ恐縮ですが、下記により調査にご回答くださいますよう、 よろしくお願い申し上げます。

記

1 調査について

(1) 調査名

若年性認知症に関する介護保険事業所調査

(2) 調査目的

本件調査は、介護保険事業所を対象に、若年性認知症の利用者の有無等に関する現況 を調査することにより、都における若年性認知症への支援に向けた施策の検討の基礎資料とする。

(3) 調査対象

以下の介護保険事業所2,885か所(平成21年6月1日現在)から無作為抽出した483か所

- ア 介護老人保健施設
- イ 介護老人福祉施設
- ウ 認知症対応型共同生活介護事業所
- 工 通所介護事業所
- 才 認知症対応型通所介護事業所

カ 小規模多機能型居宅介護事業所

(4) 調査結果の利用

調査結果は統計的に処理することとし、個々の介護保険事業所が特定される形での公 表は行わない。

2 回答方法

別紙「介護保険事業所調査票」に直接御記入の上、郵送又はファクシミリで、担当あて に御返送ください。

3 締め切り

平成21年7月27日(月曜日)

〒163-8001 (住所不要) 東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課 認知症支援調整担当:小林·川井

(電話番号) 03-5320-4277 (ファクシミリ) 03-5388-1395 認知症支援調整担当 行き

Fax: 03-5388-1395

別 紙

【介護保険事業所調査票】

貴事業所名(所在地の区市町村名)	()
ご担当者名		
連絡先の電話番号		

- 問1 (全ての事業所にお尋ねします)貴事業所では、回答日現在までに、若年性認知症の利用 者(認知症の利用者のうち65歳未満の者をいう。以下同じ)を受け入れたことはありますか。 当てはまる番号1つに〇をつけてください。
- 1 ある (→問2-1~)
- 2 ない (→問3-1~)
- 問2-1 (問1で「1」を選択した事業所のみ) 貴事業所での回答日現在の若年性認知症の利用者数(特養・グループホームなどの入所系事業所においては入居者数、デイ等の通所系事業所においては登録者数) は何人ですか。当てはまる番号1つに〇をつけてください。
 - 1 1人
 - 2 $2\sim5$ 人
 - 3 6~10人
 - 4 11人以上
 - 5 以前はいたが今はいない。
- 問2-2 (問1で「1」を選択した事業所のみ) 貴事業所では、若年性認知症の利用者を受け 入れるに当たり、若年性認知症に起因して対応が困難だったことはありますか。当てはまる番 号に最大3つまで〇を付けてください。
 - 1 スタッフの配置に余裕がなかった。
 - 2 それまでに受け入れた経験がなく、対応上のノウハウが蓄積されていなかった。
 - 3 若年性認知症の利用者を想定した事業所の設備・環境が整っていなかった。
 - 4 他の利用者(その家族も含む。)の理解が得られなかった。
 - 5 若年性認知症に適したプログラムがなかった。
 - 6 周辺症状 (BPSD) 悪化時の対応が困難だった。
 - 7 身体疾患発症時の対応が困難だった。
 - 8 認知症が進行した時の対応が困難だった。
 - 9 その他(具体的に:
- 10 若年性認知症に起因する困難は、特になかった。

	貴事業所名(所在地の区市町村名)	()
	-3 (問1で「1」を選択した事業所の		
入村	いるために特別な対応を取っていますか。!	当てはまる番号全てにOをf	付けてください。
1	スタッフの数を基準より増やしている。		
2	研修の実施、若年性認知症の人へのケア経	圣験者の採用など、スタッ フ	フのスキル向上策を講
	ている。		
	物の配置・レイアウトの変更など施設の物	7理的環境を工夫している。	
	その他(具体的に:)
5	特に特別な対応は取っていない。		
	- 1 (問1で「2」を選択した事業所の。 川用の申込みはありましたか。当てはまる		
1	あった (→問3-2へ)		
2	なかった (→問4へ)		
3	不明 (→問4へ)		
	- 2 (問3-1で「1」を選択した事業 特号全てに○をつけてください。	听のみ)利用に至らなかっ か	た理由として当てはま
1	本人・家族に利用についての抵抗感があ	った。	
2	事業所として、若年性認知症の人への対	応が困難だった。	
3	他のサービスの利用が決まった。		
4	利用日・利用時間帯などの条件に折り合	いがつかなかった。	
5	その他(具体的に:)
	(問1で「2」を選択した全ての事業所∑ 図して対応が困難なこと(困難ではないか。 、3つまで○をつけてください。		
1	スタッフの配置に余裕がない。		
2	これまでに受け入れた経験がなく、対応	上のノウハウがない。	
3	若年性認知症の利用者を想定した事業所	の設備・環境が整っていない。	٧١ _°
4	他の利用者(その家族も含む。)の理解が	ぶ得られない。	
5	若年性認知症に適したプログラムがない。	2	
6	周辺症状(BPSD)悪化時の対応が困難		
7	身体疾患発症時の対応が困難		
8	認知症が進行した時の対応が困難		
9	その他(具体的に:)
10	若年性認知症に起因する困難は、特にな	V ` 。	
	御協力ありがと	うございました。	